

参院選で、私たちの願いを実現できる 平和勢力を前進させよう！！

7月21日は、参議院選挙の投票日です。憲法「改正」、消費税増税、TPP交渉参加など、国民無視の政治を進める安倍政権と国民との矛盾が、様々な面で噴出しています。

6月の東京都議会議員選挙では、確かに自民・公明が議席の多数を占めました。国民の期待を裏切り続けた民主党や、人権無視体質の日本維新の会などへの幻滅への裏返しです。

安倍政権のめざす方向と、国民の要求との「ねじれ」は鮮明です。「日本世論の会」調査でも、憲法9条「改正」反対が51%、96条「改正」反対も55%、集団的自衛権に否定的な意見が53%という結果が出ています。安倍政権が一番やりたいと考えている憲法「改正」の中身に、国民の過半数が反対しているのです。これは「憲法を守れ」と立ち上がった国民の運動が生み出した変化です。

県内 国民平和大行進 猛暑のなか、意気高く進む！

梅雨明けし、35度を超える猛暑日の七夕の日、茨厚労取手支部から3名が、県医労連の仲間「あおぞら診療所労組」の二人と共に、平和行進に参加しました。地域の方々と交流し、元気をもらいながらの平和行進参加となりました。板越さんと五十嵐さんは、8月の原水禁世界大会も参加します。

畠中さんは2日の水戸～筑西コースに引き続いての参加でした！

つくば～龍ヶ崎コース 7月7日（日）



【医労連の旗を掲げて】



【暑さの中がんばった！
あおぞら労組のメンバー】

基地問題でも、沖縄県民の圧倒的な反対世論の前に、自民党沖縄県連は、普天間基地の「県外移設」を公約に掲げざるを得ない状態です。

安倍首相を支える唯一の柱である「アベノミクス」についても、「景気回復を実感していない」が82%、「先行きに不安を感じている」が64.4%に上っています。TPP交渉参加に反対・慎重の決議は44道県議会に広がっています。

参院選では、安倍政権の危険な本質をさらに多くの国民に知らせ、平和勢力を大きく前進させましょう。

2013年7月 茨城県平和委員会

こんな身勝手は、許せない！ 安全より経営優先！

原発再稼動申請の電力各社

原発新規制基準が8日施行されたことを受け、北海道、関西、四国、九州の4電力会社が原子力規制委員会に対し5原発10基の再稼働に向けた安全審査を申請しました。原発停止に伴う火力発電の燃料費増加が、経営を圧迫していることを理由にしていますが言語道断です。東京電力福島第1原発の事故現場や周辺では、事故収束や廃炉への道筋、放射能除染など作業終了の見通しが立っていません。原発震災でまだ15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ苦しんでいます。

こうした中、国民の安全より企業経営を優先させるような電力業界の行動は、倫理上問題ではないでしょうか。「原子力安全神話」で事故を助長した電力会社・業界は、道義的責任を感じているのでしょうか。

常任理事 殿

茨城県平和委員会

「第1回・常任理事会の案内」

2013年大会ご苦労さまでした。各地では平和パネル展を軸に、平和行進のとりくみや参議院選でお忙しいことと思います。万障繰り合わせてご出席お願いします。

記

日時 7月28日（日） 11:30～

場所 県平和委員会事務室

電話：029（251）2806

内容 ①2013年度大会総括

②パネル展等、取り組みの交流

③夏から秋の取りくみの具体化



備考：初回ですので、事務局で用意した昼食をとりながら交流します。駐車は平和会館や近くの場所を利用して下さい。
◎事前に出席の可否を連絡下さい

北茨城で学習会開催される

憲法「改正」を許さない！！ シベリア抑留の体験談を聞く、

北茨城平和の会は、学習会を定期的に開催しています。

6月22日（土）には、「憲法問題」で、伊藤真氏の憲法講演のDVDを鑑賞しました。また、同時に「シベリアの真実を語る」として、石森武男氏のシベリア抑留体験の話を聞きました。

参加者は51人でした。

参加者から、「憲法は『権力者を縛るものであることを理解できた』ことがよかったです」という感想が述べられました。

平和新聞

2013年7月15日（月曜日）

2022号（毎月5,15,25日発行）

1950年12月16日第三種郵便物許可 発行 日本平和委員会
1部140円 月額400円 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9平和会館
(郵送料月額120円) 電話03(3451)6377 FAX03(3451)6277

平和かわら版 平和新聞茨城版

No. 660

2013.7/15

発行：茨城県平和委員会 〒310-0912 水戸市見川5-127-281
Tel/Fax 029-251-2806 E-mail ibahei@amber.piala.or.jp

2013年度県大会感想

みんなで話し合い、みんなで行動

合言葉を大切にしよう

開会あいさつで水野代表理事は「みんなで話し合って、みんなで行動しよう」と強調されていました。再建以来の私たちの合言葉です。大切な事だと思いました。ふたつの点を感想として記して置きたいと思います。

ひとつは、言葉の意味です。一人で50歩進むより、みんなで1歩あゆむことの方が私たちの活動に向いているという事です。さらに、「みんなで話し合う」という事は、考え方・立場・体の状態などをお互いに理解し合うこと。また、「出来ないことは決めない。決めたことは必ずやり遂げる」ということをも意味します。無理せず、着実に運動を積み上げて歩む。すでに経験済みのことです。

県大会の運動方針もこれまで、出来ないことは無理して決めませんでした。1年のまとめの段階で「あれも出来なかった、これも出来なかった」ということにならないよう留意してきました。出来なかった事項についてはそれ相当の理由をつけてきました。

組織は何故、敬遠される

労働組合やその他の団体で組織離れが進んで久しい。それは組織が嫌われるのではなく組織の民主的運営に問題があったのではないか

でしょうか。ひとり一人の意見が大切にされ、職場での話し合いが充分されてきたなら「組織の大切さ」は理解されこそすれ「敬遠」されることはありません。長い間、少数の役員が上から決めて下におろすという「悪しき」運営に主な理由があると思います。私たちは「他山の石」として、「民主的な団体は最も民主的でなければならない」を信条に20年来心がけてきました。誰もが当然と思う事。道理にかなった運営。成果・反省・教訓の反復。県大会を終わって改めて強く感じました。

新しい運動の波と共に

もうひとつは、詳しくは後日にゆずりますが、組織に関わりなく、自由に行動し、個人参加の運動が急速に広まり大きな力を發揮している状況についてです。このような「主権者ひとり一人」の自覚で立ち上ってきた新しい運動と、どう関わって共に前進していくかということが私たちのこれから課題となります。

「新しい運動」の特徴は運動の目標や要求がひとつに絞られ誰でもが参加しやすく、しかも理屈にこだわらず、「最大公約数で行動」するという所にあります。

私たちもこれらの特徴を理解し共に運動することを心がけることが大切です。幸い「政治的偏見」は過去のものとなり時代は大きく変わっています。多くの人から平和の会の人は「本当によくやっている」。平和委員会・平和の会という組織は立派な運動団体だと言われるよう頑張っていきましょう。 (伊 達)

私の戦争体験 8月6日の朝



土浦平和の会 井上仁志

私が小学校に入学したのは昭和16年（1941年）です。確かこの年、国民学校と呼び名が変わったと思います。学校では軍人の教官が来て木刀を使って教練をさせられました。5年生になると教育勅語を暗記させられました。

国民学校5年の時、広島に原爆が落とされました。8月6日午前8時15分、この時、学校は夏休みでしたが、男手のない農家を手伝うため早朝8時前から学校に集まっていました。8時から朝礼が始まって訓示のあとラジオ体操を始めました。前屈から後ろに反った時空に稻妻が走りました。その日は雲一つない快晴で、暑い夏の一日が始まろうとしていました。一瞬みんな何事

かと動きを止めたと思いましたがそのまま体操を続けました。まもなく（多分1分余り）ドカンと破裂音がしたあとドドドドと遠雷のような音が続きました。しばらくたって山の向こうに原子雲がもくもくと盛り上がっていました。

お昼前手伝いを終えて家へ帰った頃にわか雨が降りだしました。これが原子雲が運んできた放射能雨だったわけですが、爆心地近くで長時間雨に当たった人は高熱を出したり、下痢したりの症状で原爆症になったのです。昼ころになって在郷軍人がトラックに分乗して広島に向かいました。夕方になって空から紙片や燃えかすが降ってきたり、百円紙幣拾ったという噂が流れました。

2、3日の間に広島で被爆した人が何人か担がれて運ばれてきました。この人たちほどが何日か後に亡くなってしまったようです。負傷しなくても頭髪が抜けて丸坊主になる人がいました。この人たちもやがて原爆症で亡くなる人がいました。大学生だった従兄弟は生死不明のままの葬式でした。

[シリーズ] わが街・わが会員

潮来市／榎原 徹さん（鹿行平和委員会）

「憲法尊重の擁護」と「国民・住民のための仕事をする」ことを誓う



『私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。』

これは、私たち自治体職員が、それぞれの自治体に採用された際に必ず行う宣誓の内容です。

現憲法ができる以前は、「天皇の官吏」として国民を管理し、召集令状の交付など、戦争をすすめる一翼を担いました。この過ちを繰り返さないため、憲法は第15条で全ての公務員を「全体の奉仕者」と位置づけ、同時に公務員にも労働者としての諸権利を与えました。ですから公務員は憲法尊重擁護の「宣誓」をし、国民・住民のために仕事をすることを誓うのです。

自治体で働く労働者は、地域住民の「いのち」と「暮らし」の重みを感じながら、誰もが健康で文化的な生活を送れるように、基本的人権を尊重するとともに、民主主義や平和を守り、日夜奮闘しています。同時に、憲法は私たち自治体労働者との権利を守り、その生活を保障し、増進のに大きな役割を果たす役割も發揮してきました。

そういった今、国会による憲法改正案の発議を容易にする96条の「改正」から手がけるようという動きが顕著になっています。近代立憲主義において、憲法というものが、統治権に対する法的制限を意図したものであり、「権力担当者に対する国民からの指示・命令」としての意味をもつ憲法を、「制限される側」、「指示・命令される側」が、その制限や指示・命令の内容を自由に変えられるというのは本末転倒です。

「国家」や「国益」などの言葉が何のためらいもなく政治家から発せられて久しい今、重要な国政選挙を迎えてます。日本の将来を決定的に左右するといつても過言ではないこのことに対し、私たち平和を求める勢力の真価が問われています。